

いわき市農業委員会第26回農政振興部会議事録

1 開催日時

平成29年10月20日（金）14時35分から15時00分

2 開催場所

いわき市文化センター 1階 大講義室

3 出席者（24人）

(1) いわき市農業委員会農政振興部会（21人）

部会長 4番 渡邊 和夫

部会長職務代理者 1番 根内 一彰

委員

2番	阿部 浩二	11番	木田テイ子	19番	鈴木 理
3番	三戸 進	12番	根本 俊男	20番	佐藤 哲男
5番	藁谷 昭夫	13番	和田 正人		
6番	吉田 忠夫			22番	赤津 正身
7番	松本 英人	15番	油座 勝三	23番	小泉 昌男
8番	愛川 卓司	16番	猪狩 和一	24番	（欠員）
9番	赤津 弘恭			25番	小川 智
10番	田山 一郎	18番	渡邊 雄八		

(2) 事務局（3人）

鈴木 一徳 事務局次長

野木 隆司 農政振興係長

坂本 聡 農政振興係 主査

4 欠席者（3人）

14番 瀬谷 弘

17番 木田 幸男

21番 佐藤 吉行

5 会議の概要

議案第1号 平成30年農作業労働賃金標準額について

渡邊部会長
(議長)

定刻となりましたので、第26回農政振興部会を開催致します。
本日の通告欠席は、
議席番号 14番 瀬谷 弘 委員
17番 木田 幸男 委員
21番 佐藤 吉行 委員 でございます。

只今、24名中21名が出席しており、本日の部会が成立しましたことをご報告申し上げます。

次に、議事録署名人の指名であります。議長が指名することにご異議ございませんか。

委 員

－異議無しとの声有り－

渡邊部会長
(議長)

ご異議が無いようでありますので、指名致します。
議席番号 11番 木田テイ子 委員
12番 根本 俊男 委員 以上2名を指名致します。
続きまして、前回開催されました農地部会の報告を求めます。

事務局
(鈴木次長)

それでは、事務局より前回の農地部会の審議結果をご報告させていただきます。

参考資料①をご覧頂きたいと思っております。

議案第1号 農地法第3条許可申請の許可につきましては、計10件、14,756㎡、議案第2号 農地法第4条許可申請につきましては、計2件、555㎡、議案第3号 農地法第5条許可申請につきましては、計12件、9,433.82㎡、議案第4号 いわき市農用地利用集積計画につきましては、計77件、463,157㎡、議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見決定につきましては、平成29年8月21日に開催されました第26回農地部会で議決された農用地集積計画に基づいて作成されたもので、県知事許可の各要件を満たしているとの内容であります。

続いて報告案件と致しまして、第1号から第5号まで記載の内容でございます。こちらは全て事務局長の専決事項となっております。

渡邊部会長
(議長)

ありがとうございました。それでは議事に入ります。
議案第1号 平成30年農作業労働賃金標準額について、事務局から説明願います。

事務局
(野木係長)

それでは議案書の2ページをご覧ください。(議案第1号朗読)
なお、いわき市農作業労働賃金標準額検討委員会設置要綱第2条において、いわき市農作業労働賃金標準額検討委員会は、標準額等の原案を作成し、農政振興部会へ提出することとされておりますので、松本英人委員長から原案について説明頂きます。

松本委員長

農作業労働賃金標準額検討委員会において作成しました、平成30年農作業労働賃金標準額の提出原案の内容について、ご説明申し上げます。

農作業労働賃金標準額の検討のため、本年6月から9月まで計4回の検討を行ないました。資料の作成にあたっては、本年4月に農業委員を通じてアンケート調査を実施し、これを取りまとめた調査結果や他市町村の設定金額と比較考慮し、標準額及び追加項目について検討を重ねて参りました。

まず、現行の標準額であります。皆様方にご協力を頂きましたアンケート調査において標準額が高い、安いといった意見が見られましたが、いずれの項目においても7割以上の方が現行の標準額が適正であるとの結果でありました。それにより検討委員会では、現行の標準額を見直す必要があるかどうかなどの検討を行い、また、アンケート調査結果を勘案したうえで、現行の標準額を適正と考える方がほとんどであること、及び、標準額を改定することにより委託者と受託者のいずれかが利益を得る一方、もう一方は不利益を被る結果となり、委託者と受託者の間における利益の分配バランスが崩れる恐れがあることから、平成30年についても従来から設定されている項目については、請負労働作業、雇用労働作業各項目ともに標準額を据え置くことと致しました。

次に、新規の追加項目について申し上げます。こちらにつきましても、アンケート調査結果をもとに要望のあった項目について、一つ一つ検討致しました。その結果、アンケート調査により要望のあった新たに設定してほしい項目のうち、自走あぜ草刈機を追加することとし、標準額は1時間あたり3,000円と致しました。

また、その他の項目についても検討は致しましたが、新たに設定するには至らず、特に、機械の輸送代、もみ殻処分料については、法令上の問題から昨年度までに設定しない、できないことと結論付けております。

以上が、今回、提出する農作業労働賃金標準額原案の考え方となっております。私からの原案提出にあたっての内容説明は以上でございます。

事務局
(坂本主査)

続きまして、事務局より補足説明をさせていただきます。本日の部会では、検討委員会により作成された原案につきまして、ご審議頂きたいと考えております。

まずは、資料の説明をさせていただきます。策定資料の3ページをご覧ください。この資料はいわき市に隣接している市町村との標準額の比較表になります。4・5・6ページは、県内主要市の標準額推移と本市標準額の比較となります。7ページは、本市の標準額推移となります。項目によっては、他自治体と比べて高い安いはございますが、ちょうど中間あたりに位置しているかと考えられます。細かい点につきましては、後ほど資料をご確認頂きたいと思っております。

次に、策定資料の8ページをご覧ください。

松本委員長からもありましたとおり、検討委員会の開催に先立って、事前アンケートを実施致しました。その結果が、9ページ・10ページにお示ししております。また、アンケート結果を見やすく円グラフとしたものが、11ページから17ページまででお示ししております。多数の項目で現行標準額は適当であるとの回答を得ております。細かい点につきましては、後ほど資料をご確認頂きたいと思っております。

次に、18ページですが、検討委員会の協議経過についてお示したのものになります。これらの資料に基づきまして、検討委員の皆さまの意見を頂戴しながら、協議をして頂きました。

以上の経過を踏まえ、作成したものが、1ページ目の原案ということになります。

なお、雇用労働作業の金額についても変更ありませんが、2ページ目の福島労働局資料のとおり福島県の最低賃金について、10月1日付けで変更になっておりますので、こちらも訂正しております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明致します。本日の部会におきましては、検討委員会から提出された原案について農政振興部会の皆様にご審議頂きたいと思っております。

なお、標準額表の原案について、JA福島さくらいわき地区本部の承認を受けた上で、11月の部会で最終決定・最終確認し、総会で報告という流れとなります。方法については、事務局より原案を文書で通知し、承認を得たいと考えております。来年1月中には印刷発注し、完成次第、各農事組合長を通じて、各農家へ配布したいと考えております。

つきましては、本日は、皆さんの大筋の承認を得るところまで進んで頂きたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

事務局からは以上でございます。

渡邊部会長
(議長) 只今、事務局より説明がありました今後のスケジュールについては、本日の部会で標準額について協議し承認が得られれば、JA福島さくらいわき地区本部の承認を得た上で来月の部会で最終決定、総会に報告という流れとなります。

まずは事務局説明のとおり、このような手法・流れで進めてよろしいでしょうか。

委員 ー異議無しとの声有りー

渡邊部会長
(議長) ありがとうございます。それでは原案につきまして協議を進めさせていただきます。平成30年農作業労働賃金標準額について、現行の標準額は据え置きとし、新たに自走あぜ草刈機を追加することについて、ご意見・ご質問はございますか。

私からよろしいですか。自走式のあぜ草刈機が1時間あたり3,000円とありますが、機械の能力等で変わりませんか。

松本委員長 私からお答えします。この問題については、昨年も相当な時間をかけて検討致しました。機械の値段等も聞き取り致しました。我々も見逃している点がありますが、例えば下刈り機を背負う場合には、労働基準法や安全衛生管理の観点から、例えば2時間休まずに作業をするのは法令違反であります。機械の振動が相当あります。50分作業したら10分は休みなさいといった具合です。昨年度検討したにも関わらず設定できなかったのは、10aあたりとか1時間あたりと設定されても、真夏の暑い中で誰も作業を請け負わないだろうという意見もございました。他市町村においても自走式あぜ草刈機を設定している例は県内にはありません。農業先進地と言っても過言ではありませんが、宮城県の登米市において設定されております。ここを参考に致しました。10aあたりが良いか、距離に応じてが良いか、1時間あたりが良いかということで検討した結果、1日で料金が15,000円から20,000円になるような計算をすると、10aあたり3,000円、10aであれば1時間程度でできるだろうとなったものです。昨年は検討委員の皆様も抵抗があり設定しませんでした。今回は十分に話をした上で、この作業項目も必要になるであろうということで設定致しました。ご了解頂きたいと思います。

また、その他にも料金を変更しなければならない項目が確かにございます。しかし、標準額であることから、あまり細かく設定してしまうと農家に受け入れられるのかという考えと、細かすぎても困るのは事務局であります。そのあたりのことも考えながら慎重に検

松本委員長	<p>討した結果でありますので、ご理解願います。 私からは以上です。</p>
渡邊部会長 (議長)	<p>非常に丁寧なご説明、ありがとうございました。 その他、ご質問はありませんか。 ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。議案第1号、平成30年農作業労働賃金標準額について、JA福島さくらいわき地区本部に対し承認依頼をし、承認の回答を受けた後、次回11月の農政振興部会において最終確認し・策定をし、総会で報告するという ことで、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>－異議無しとの声有り－</p>
渡邊部会長 (議長)	<p>ありがとうございます。ご異議が無いようでありますので、議案第1号については、以上の段階を踏まえた上で策定することと致します。 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>－特に無し－</p>
渡邊部会長 (議長)	<p>委員の皆様から何かございますか。</p>
委 員	<p>－特に無しとの声有り－</p>
渡邊部会長 (議長)	<p>それではこれもちまして、第26回農政振興部会を閉会します。</p>